

新	旧
<p>別 紙</p> <p style="text-align: center;">母子保健衛生費国庫補助金交付要綱</p> <p>(通則)</p> <p>1 母子保健衛生費国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）及びこども家庭庁の所管に属する補助金等交付規則（令和 5 年内閣府令第 41 号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2 この補助金は、次世代育成支援対策の推進等に必要な総合的施策として、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、医療その他の措置を講じ、もって国民保健の向上を図ることを交付の目的とする。</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 この補助金は、「母子保健医療対策総合支援事業の実施について」（令和 5 年 6 月 30 日こ成母第 36 号こども家庭庁成育局長通知）に基づき実施する次の事業を交付の対象とする。</p> <p>(1) 都道府県及び指定都市が行うこどもの心の診療ネットワーク事業</p> <p>(2) 都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）が行う性と健康の相談センター事業</p> <p>(3) 都道府県等が行う不育症検査費用助成事業</p> <p>(4) 都道府県、市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）が行う妊娠・出産包括支援事業</p> <p>(5) 市町村が行う産婦健康診査事業</p> <p>(6) 都道府県が行う新生児聴覚検査体制整備事業</p> <p>(7) 都道府県が行う予防のためのこどもの死亡検証体制整備モデル事業</p> <p>(8) 市町村が行う多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業</p> <p>(9) 令和元年台風第 15 号及び第 19 号、令和 2 年 7 月豪雨並びに令和 6 年能登半島地震により被害を受けた都道府県及び左記都道府県内の市町村が行う被災した妊産婦・乳幼児の相談等の母子保健支援事業</p>	<p>別 紙</p> <p style="text-align: center;">母子保健衛生費国庫補助金交付要綱</p> <p>(通則)</p> <p>1 母子保健衛生費国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）及びこども家庭庁の所管に属する補助金等交付規則（令和 5 年内閣府令第 41 号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2 この補助金は、次世代育成支援対策の推進等に必要な総合的施策として、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、医療その他の措置を講じ、もって国民保健の向上を図ることを交付の目的とする。</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 この補助金は、「母子保健医療対策総合支援事業の実施について」（令和 5 年 6 月 30 日こ成母第 36 号こども家庭庁成育局長通知）に基づき実施する次の事業を交付の対象とする。</p> <p>(1) 都道府県及び指定都市が行うこどもの心の診療ネットワーク事業</p> <p>(2) 都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）が行う性と健康の相談センター事業</p> <p>(3) 都道府県等が行う不育症検査費用助成事業</p> <p>(4) 都道府県、市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）が行う妊娠・出産包括支援事業</p> <p>(5) 市町村が行う産婦健康診査事業</p> <p>(6) 都道府県が行う新生児聴覚検査体制整備事業</p> <p>(7) 都道府県が行う予防のためのこどもの死亡検証体制整備モデル事業</p> <p>(8) 市町村が行う多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業</p> <p>(9) 令和元年台風第 15 号及び第 19 号、令和 2 年 7 月豪雨により被害を受けた都道府県及び左記都道府県内の市町村が行う被災した妊産婦・乳幼児の相談等の母子保健支援事業</p>

新	旧
<p>(10) 都道府県、市町村が行う母子保健対策強化事業 (11) 市町村が行う低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業</p> <p>(交付額の算定方法)</p> <p>4 この補助金の交付額は、次により算出された額の合計額とする。 ただし、算出された合計額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(1) 3のうち市町村が行う(4)を除く事業</p> <p>① 別表の第2欄に定める種目ごとに、第3欄に定める基準額と、第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>② ①により選定されたそれぞれの額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を算出する。</p> <p>(2) 3のうち市町村が行う(4)の事業</p> <p>① (4)の事業のうち産前・産後サポート事業及び産後ケア事業を実施する場合は、別表の第3欄1及び2に定める基準額の合計額と、第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>(4)の事業のうち妊娠・出産包括支援緊急整備事業を実施する場合は、別表の第3欄3に定める基準額と、第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>(4)の事業のうち子育て世代包括支援センター開設準備事業を実施する場合は、別表の第3欄4に定める基準額と、第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>② ①により選定された額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を算出する。</p> <p>(交付の条件)</p> <p>5 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。</p> <p>(1) 事業内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、こども家庭庁長官の承認を受けなければならない。</p> <p>(2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、こども家庭庁長官の承認を受けなければならない。</p>	<p>(10) 都道府県、市町村が行う母子保健対策強化事業 (11) 市町村が行う低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業</p> <p>(交付額の算定方法)</p> <p>4 この補助金の交付額は、次により算出された額の合計額とする。 ただし、算出された合計額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(1) 3のうち市町村が行う(4)を除く事業</p> <p>① 別表の第2欄に定める種目ごとに、第3欄に定める基準額と、第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>② ①により選定されたそれぞれの額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を算出する。</p> <p>(2) 3のうち市町村が行う(4)の事業</p> <p>① (4)の事業のうち産前・産後サポート事業及び産後ケア事業を実施する場合は、別表の第3欄1及び2に定める基準額の合計額と、第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>(4)の事業のうち妊娠・出産包括支援緊急整備事業を実施する場合は、別表の第3欄3に定める基準額と、第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>(4)の事業のうち子育て世代包括支援センター開設準備事業を実施する場合は、別表の第3欄4に定める基準額と、第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>② ①により選定された額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を算出する。</p> <p>(交付の条件)</p> <p>5 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。</p> <p>(1) 事業内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、こども家庭庁長官の承認を受けなければならない。</p> <p>(2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、こども家庭庁長官の承認を受けなければならない。</p>

新	旧
<p>(3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに子ども家庭庁長官に報告してその指示を受けなければならない。</p> <p>(4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が 50 万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適正化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、子ども家庭庁長官の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、担保に供し、又は廃棄してはならない。</p> <p>(5) 子ども家庭庁長官の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。</p> <p>(6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。</p> <p>(7) この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第 1 による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により子ども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。</p> <p>(8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が 0 円の場合を含む。）は、別紙様式第 5 により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度 6 月 30 日までに子ども家庭庁長官に報告しなければならない。 なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返還しなければならない。</p> <p>(申請手続) 6 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。 (1) 適正化法第 26 条第 2 項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合 市町村長（保健所設置市市長、特別区区長を除く。以下同じ。）は、別紙様式第 2 による申請書を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記の申請書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれをとりまとめるうえ毎年度 7 月末日までに子ども家庭庁長官に提出するものとする。</p>	<p>(3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに子ども家庭庁長官に報告してその指示を受けなければならない。</p> <p>(4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が 50 万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適正化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、子ども家庭庁長官の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、担保に供し、又は廃棄してはならない。</p> <p>(5) 子ども家庭庁長官の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。</p> <p>(6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。</p> <p>(7) この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第 1 による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により子ども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。</p> <p>(8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が 0 円の場合を含む。）は、別紙様式第 5 により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度 6 月 30 日までに子ども家庭庁長官に報告しなければならない。 なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返還しなければならない。</p> <p>(申請手続) 6 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。 (1) 適正化法第 26 条第 2 項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合 市町村長（保健所設置市市長、特別区区長を除く。以下同じ。）は、別紙様式第 2 による申請書を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記の申請書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれをとりまとめるうえ毎年度 7 月末日までに子ども家庭庁長官に提出するものとする。</p>

新	旧
<p>(2) (1) 以外で都道府県、保健所設置市及び特別区がこの補助金の交付を受ける場合 都道府県知事、保健所設置市及び特別区の長は、別紙様式第2による申請書を毎年度7月末日までにこども家庭庁長官に提出するものとする。</p> <p>(変更申請手続) 7 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、別紙様式第3による変更交付申請書を6に定める申請手続の例により、毎年度1月末日までに行うものとする。 なお、当初申請時の提出書類と比較して、申請額の増減又は事業の新設・中止等の変更がないものについては、提出を要しない。</p> <p>(交付決定の通知) 8 都道府県知事は、3のうち市町村が行う(4)、(5)、(8)、(10)及び(11)の事業についてこども家庭庁長官の交付の決定(決定の変更を含む。)があったときには、市町村長に対し、別紙様式第2-2又は別紙様式第3-2により速やかに交付決定内容及びこれに付された条件の通知を行うものとする。</p> <p>(交付決定を行うまでの標準的期間) 9 こども家庭庁長官は、6又は7による申請書が到達した日から起算して原則として50日以内に交付の決定(決定の変更を含む。)を行うものとする。</p> <p>(概算払) 10 こども家庭庁長官は、この補助金について必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において、概算払をすることができる。</p> <p>(実績報告) 11 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。 (1) 適正化法第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合 市町村長は、別紙様式第4による報告書を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記の報告書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめのうえ、翌年度4月10日まで(5の(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知書を受理した日から起算して1か月を経過した日)にこども家庭庁長官に提出しなければならない。 (2) (1) 以外で都道府県、保健所設置市及び特別区が補助金の交付を受けた場合</p>	<p>(2) (1) 以外で都道府県、保健所設置市及び特別区がこの補助金の交付を受ける場合 都道府県知事、保健所設置市及び特別区の長は、別紙様式第2による申請書を毎年度7月末日までにこども家庭庁長官に提出するものとする。</p> <p>(変更申請手続) 7 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、別紙様式第3による変更交付申請書を6に定める申請手続の例により、毎年度1月末日までに行うものとする。 なお、当初申請時の提出書類と比較して、申請額の増減又は事業の新設・中止等の変更がないものについては、提出を要しない。</p> <p>(交付決定の通知) 8 都道府県知事は、3のうち市町村が行う(4)、(5)、(8)、(10)及び(11)の事業についてこども家庭庁長官の交付の決定(決定の変更を含む。)があったときには、市町村長に対し、別紙様式第2-2又は別紙様式第3-2により速やかに交付決定内容及びこれに付された条件の通知を行うものとする。</p> <p>(交付決定を行うまでの標準的期間) 9 こども家庭庁長官は、6又は7による申請書が到達した日から起算して原則として50日以内に交付の決定(決定の変更を含む。)を行うものとする。</p> <p>(概算払) 10 こども家庭庁長官は、この補助金について必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において、概算払をすることができる。</p> <p>(実績報告) 11 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。 (1) 適正化法第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合 市町村長は、別紙様式第4による報告書を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記の報告書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめのうえ、翌年度4月10日まで(5の(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知書を受理した日から起算して1か月を経過した日)にこども家庭庁長官に提出しなければならない。 (2) (1) 以外で都道府県、保健所設置市及び特別区が補助金の交付を受けた場合</p>

新	旧
<p>都道府県知事、保健所設置市及び特別区の長は、別紙様式第4による報告書を翌年度4月10日まで（5の（2）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知書を受理した日から起算して1か月を経過した日）にこども家庭庁長官に提出しなければならない。</p> <p>（国庫補助金の額の確定の通知）</p> <p>12 都道府県知事は、3のうち市町村が行う（4）、（5）、（8）、（10）及び（11）の事業についてこども家庭庁長官の交付額の確定があったときは、市町村長に対し、別紙様式第4-2により、速やかに確定の通知を行うものとする。</p> <p>（補助金の返還）</p> <p>13 こども家庭庁長官は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。</p> <p>（その他）</p> <p>14 特別の事情により、4、6、7及び11に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめこども家庭庁長官の承認を受けてその定めるところによるものとする。</p>	<p>都道府県知事、保健所設置市及び特別区の長は、別紙様式第4による報告書を翌年度4月10日まで（5の（2）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知書を受理した日から起算して1か月を経過した日）にこども家庭庁長官に提出しなければならない。</p> <p>（国庫補助金の額の確定の通知）</p> <p>12 都道府県知事は、3のうち市町村が行う（4）、（5）、（8）、（10）及び（11）の事業についてこども家庭庁長官の交付額の確定があったときは、市町村長に対し、別紙様式第4-2により、速やかに確定の通知を行うものとする。</p> <p>（補助金の返還）</p> <p>13 こども家庭庁長官は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。</p> <p>（その他）</p> <p>14 特別の事情により、4、6、7及び11に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめこども家庭庁長官の承認を受けてその定めるところによるものとする。</p>

新					旧				
別表					別表				
1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率	1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
母子保健 衛生費国 庫補助金	こどもの 心の診療 ネットワ ーク事業	1 都道府県（指定都市）当たり 1,458,000 円×実施月数	こどもの心の診 療ネットワーク 事業に必要な報 酬、給料及び職 員手当等（ただ し会計年度任用 職員へ支給され るものに限る） 並びに報償費、 共済費、旅費、 需用費（消耗品 費、食糧費及び 印刷製本費）、役 務費（通信運搬 費、広告料）、委 託料、使用料及 び賃借料、備品 購入費	2分の1	母子保健 衛生費国 庫補助金	こどもの 心の診療 ネットワ ーク事業	1 都道府県（指定都市）当たり 1,458,000 円×実施月数	こどもの心の診 療ネットワーク 事業に必要な報 酬、給料及び職 員手当等（ただ し会計年度任用 職員へ支給され るものに限る） 並びに報償費、 共済費、旅費、 需用費（消耗品 費、食糧費及び 印刷製本費）、役 務費（通信運搬 費、広告料）、委 託料、使用料及 び賃借料、備品 購入費	2分の1
	性と健康 の相談セ ンター事 業	次により算出された額の合計額 1 基本分補助単価 842,000 円×実施月数 2 加算分補助単価 (1) 夜間・休日対応加算 56,400 円×実施月数 ただし、妊娠に悩む者に対する 専任の相談員を配置し、開設時間 が週 40 時間を超える時間は、当 該 40 時間を超える時間を 14 時間 で除した数（小数点以下四捨五 入）を実施月数に乗ずることがで きる。 (2) 特定妊婦等に対する産科婦人科 受診等支援加算 【直営の場合】 ① 運営費 162,000 円×実施月数 ② 初回産科受診料等支援	性と健康の相談 センター事業 に必要な報酬、 給料及び職員手 当等（ただし会 計年度任用職員 へ支給されるも のに限る）、報償 費、共済費、旅 費、需用費（消 耗品費、食糧費、 印刷製本費）、役 務費（通信運搬 費、広告料）、委 託料、使用料及 び賃借料、備品 購入費、負担金、 補助及び交付 金、扶助費	2分の1		性と健康 の相談セ ンター事 業	次により算出された額の合計額 1 基本分補助単価 842,000 円×実施月数 2 加算分補助単価 (1) 夜間・休日対応加算 56,400 円×実施月数 ただし、妊娠に悩む者に対する 専任の相談員を配置し、開設時間 が週 40 時間を超える時間は、当 該 40 時間を超える時間を 14 時間 で除した数（小数点以下四捨五 入）を実施月数に乗ずることがで きる。 (2) 特定妊婦等に対する産科婦人科 受診等支援加算 【直営の場合】 ① 運営費 162,000 円×実施月数 ② 初回産科受診料等支援	性と健康の相談 センター事業 に必要な報酬、 給料及び職員手 当等（ただし会 計年度任用職員 へ支給されるも のに限る）、報償 費、共済費、旅 費、需用費（消 耗品費、食糧費、 印刷製本費）、役 務費（通信運搬 費、広告料）、委 託料、使用料及 び賃借料、備品 購入費、負担金、 補助及び交付 金、扶助費	2分の1

新					旧				
		10,000円×助成件数 ③ 交通費支援 2,000円×助成件数 【委託の場合】 (1団体当たり) ① 運営費 322,400円×実施月数 ② 初回産科受診料等支援 10,000円×助成件数 ③ 交通費支援 2,000円×助成件数 (3) 若年妊婦等に対する支援体制強化加算 【直営の場合】 ① 運営費 176,100円×実施月数 ② SNS等運用加算 10,888,000円(年額) ③ 緊急一時的な居場所の確保加算 16,100円×宿泊日数 【委託の場合】 (1団体当たり) ① 運営費 376,600円×実施月数 ② 夜間・休日対応加算 56,400円×実施月数 ③ SNS等運用加算 10,888,000円(年額) ④ 緊急一時的な居場所の確保加算 16,100円×宿泊日数 (4) 出生前遺伝学的検査加算 ① 運営費 151,700円×実施月数 ② 研修費 28,700円×実施月数 (5) HTLV-1母子感染対策加算 1都道府県あたり1,685,000円 (6) 不妊症・不育症等ネットワーク支援加算					10,000円×助成件数 ③ 交通費支援 2,000円×助成件数 【委託の場合】 (1団体当たり) ① 運営費 322,400円×実施月数 ② 初回産科受診料等支援 10,000円×助成件数 ③ 交通費支援 2,000円×助成件数 (3) 若年妊婦等に対する支援体制強化加算 【直営の場合】 ① 運営費 176,100円×実施月数 ② SNS等運用加算 10,888,000円(年額) ③ 緊急一時的な居場所の確保加算 16,100円×宿泊日数 【委託の場合】 (1団体当たり) ① 運営費 376,600円×実施月数 ② 夜間・休日対応加算 56,400円×実施月数 ③ SNS等運用加算 10,888,000円(年額) ④ 緊急一時的な居場所の確保加算 16,100円×宿泊日数 (4) 出生前遺伝学的検査加算 ① 運営費 151,700円×実施月数 ② 研修費 28,700円×実施月数 (5) HTLV-1母子感染対策加算 1都道府県あたり1,685,000円 (6) 不妊症・不育症等ネットワーク支援加算		

新				旧			
		① 不妊症・不育症等ネットワーク支援 679,000 円×実施月数 ② ピア・サポート活動等への支援 196,000 円×実施月数				① 不妊症・不育症等ネットワーク支援 679,000 円×実施月数 ② ピア・サポート活動等への支援 196,000 円×実施月数	
不育症検査費用助成事業	1 検査費用助成 流死産検体を用いた遺伝子検査（次世代シーケンサーを用いた流死産絨毛・胎児組織染色体検査）（令和4年12月1日厚生労働省告示第340号） 検査費用の7割相当額（千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとし、60,000円を上限とする。）×実施件数 2 広報啓発費用（事務費） 1自治体当たり 2,781,000円	不育症検査費用助成事業に必要な報酬、給料及び職員手当等（ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る）並びに報償費、共済費、旅費、需用費（消耗品費、食糧費及び印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金、扶助費	2分の1	不育症検査費用助成事業	1 検査費用助成 流死産検体を用いた遺伝子検査（次世代シーケンサーを用いた流死産絨毛・胎児組織染色体検査）（令和4年12月1日厚生労働省告示第340号） 検査費用の7割相当額（千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとし、60,000円を上限とする。）×実施件数 2 広報啓発費用（事務費） 1自治体当たり 2,781,000円	不育症検査費用助成事業に必要な報酬、給料及び職員手当等（ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る）並びに報償費、共済費、旅費、需用費（消耗品費、食糧費及び印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金、扶助費	2分の1
妊娠・出産包括支援事業	○市町村事業（ただし、1（2）多胎妊産婦等支援事業については都道府県及び市町村事業） 1 産前・産後サポート事業 (1) 相談支援等 1市町村当たり、次の表の人口区分当たりの単価×実施月数とする。	妊娠・出産包括支援事業に必要な報酬、給料及び職員手当等（ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る）、並びに報償費、共済費、旅費、需用費（消耗品費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び賄材料費）、役務費（通信運搬費、	2分の1	妊娠・出産包括支援事業	○市町村事業（ただし、1（2）多胎妊産婦等支援事業については都道府県及び市町村事業） 1 産前・産後サポート事業 (1) 相談支援等 1市町村当たり、次の表の人口区分当たりの単価×実施月数とする。	妊娠・出産包括支援事業に必要な報酬、給料及び職員手当等（ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る）、並びに報償費、共済費、旅費、需用費（消耗品費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び賄材料費）、役務費（通信運搬費、	2分の1

新				旧						
		人口区分(人)	単価(円)	広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、修繕費、負担金、補助及び交付金、扶助費			人口区分(人)	単価(円)	広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、修繕費、負担金、補助及び交付金、扶助費	
		2万人未満	170,900				2万人未満	170,900		
		2万人以上5万人未満	264,700				2万人以上5万人未満	264,700		
		5万人以上10万人未満	503,100				5万人以上10万人未満	503,100		
		10万人以上30万人未満	1,019,000				10万人以上30万人未満	1,019,000		
		30万人以上70万人未満	1,324,100				30万人以上70万人未満	1,324,100		
		70万人以上150万人未満	1,983,500				70万人以上150万人未満	1,983,500		
		150万人以上	2,745,700				150万人以上	2,745,700		
		(2) 多胎妊産婦等支援					(2) 多胎妊産婦等支援			
		①多胎ピアサポート事業					①多胎ピアサポート事業			
		1 都道府県又は市町村当たり					1 都道府県又は市町村当たり			
		208,200円×実施月数					208,200円×実施月数			
		②多胎妊産婦等サポーター等事業					②多胎妊産婦等サポーター等事業			
		1 都道府県又は市町村当たり、					1 都道府県又は市町村当たり、			
		次の表の人口区分当たりの単価					次の表の人口区分当たりの単価			
		×実施月数とする。					×実施月数とする。			
		人口区分(人)	単価(円)				人口区分(人)	単価(円)		
		2万人未満	161,600				2万人未満	161,600		
		2万人以上5万人未満	222,000				2万人以上5万人未満	222,000		
		5万人以上10万人未満	403,400				5万人以上10万人未満	403,400		
		10万人以上30万人未満	443,700				10万人以上30万人未満	443,700		
		30万人以上70万人未満	463,800				30万人以上70万人未満	463,800		
		70万人以上150万人未満	645,200				70万人以上150万人未満	645,200		
		150万人以上	745,900				150万人以上	745,900		
		(3) 妊産婦等への育児用品等支援					(3) 妊産婦等への育児用品等支援			
		1,700円×実施件数					1,700円×実施件数			
		※多胎及び同一年度内に2回妊娠した妊婦の場合は、こどもの数に応じて支払う。					※多胎及び同一年度内に2回妊娠した妊婦の場合は、こどもの数に応じて支払う。			
		(4) 出産や子育てに悩む父親支援					(4) 出産や子育てに悩む父親支援			
		①運営費及び研修費					①運営費及び研修費			
		1 市町村当たり					1 市町村当たり			
		154,800円×実施月数					154,800円×実施月数			
		②ピアサポート事業					②ピアサポート事業			

新					旧				
		<p>1 市町村当たり 59,000 円×実施月数</p> <p>2 産後ケア事業</p> <p>(1) デイサービス・アウトリーチ型 1 か所あたり 1,696,000 円×実施月数</p> <p>(2) ショートステイ型 1 か所あたり 2,474,700 円×実施月数</p> <p>※ 補助単価の基礎となる実施か所数は、(1)と(2)を合せて6か所を上限とする。なお、(1)と(2)の両方を実施している場合であって、かつ、計7か所以上実施している場合の補助単価の適用は(2)を優先して差し支えない。</p> <p>(3) 24時間365日受入体制整備加算 1 か所あたり年額 2,715,600 円</p> <p>(4) 住民税非課税世帯等に対する利用料減免加算 1 回(泊)あたり 5,000 円</p> <p>(5) (4)以外の世帯に対する利用料減免加算 1 回(泊)あたり 2,500 円 (産婦1人当たり乳児1人の出産につき5回(泊)を上限とする。)</p> <p>※(5)について、産後ケア事業で提供される食事代は産婦の自己負担とし、補助対象外とする。</p> <p>3 妊娠・出産包括支援緊急整備事業 ※本事業のみの実施も可能とする。 ・産前・産後サポート事業の実施場所の修繕 1 市町村当たり 3,240,000 円 ・産後ケア事業の実施場所の修繕</p>					<p>1 市町村当たり 59,000 円×実施月数</p> <p>2 産後ケア事業</p> <p>(1) デイサービス・アウトリーチ型 1 か所あたり 1,696,000 円×実施月数</p> <p>(2) ショートステイ型 1 か所あたり 2,474,600 円×実施月数</p> <p>※ 補助単価の基礎となる実施か所数は、(1)と(2)を合せて6か所を上限とする。なお、(1)と(2)の両方を実施している場合であって、かつ、計7か所以上実施している場合の補助単価の適用は(2)を優先して差し支えない。</p> <p>(3) 24時間365日受入体制整備加算 1 か所あたり年額 2,635,300 円</p> <p>(4) 住民税非課税世帯等に対する利用料減免加算 1 回(泊)あたり 5,000 円</p> <p>(5) (4)以外の世帯に対する利用料減免加算 1 回(泊)あたり 2,500 円 (産婦1人当たり乳児1人の出産につき5回(泊)を上限とする。)</p> <p>※(5)について、産後ケア事業で提供される食事代は産婦の自己負担とし、補助対象外とする。</p> <p>3 妊娠・出産包括支援緊急整備事業 ※本事業のみの実施も可能とする。 ・産前・産後サポート事業の実施場所の修繕 1 市町村当たり 3,240,000 円 ・産後ケア事業の実施場所の修繕</p>		

新				旧					
		1 市町村当たり 7,560,000 円 4 子育て世代包括支援センター開設準備事業 1 市町村当たり 3,635,500 円 ○都道府県事業 ・妊娠・出産包括支援推進事業 1 都道府県当たり 1,381,400 円 ・産後ケア事業を、市町村の共同で実施することを推進する場合の加算 1 都道府県あたり 338,000 円				1 市町村当たり 7,560,000 円 4 子育て世代包括支援センター開設準備事業 1 市町村当たり 3,635,500 円 ○都道府県事業 ・妊娠・出産包括支援推進事業 1 都道府県当たり 1,381,400 円 ・産後ケア事業を、市町村の共同で実施することを推進する場合の加算 1 都道府県あたり 338,000 円			
	産婦健康診査事業	5,000 円×実施回数 (対象者 1 人につき 2 回を限度とする。)	産婦健康診査事業に必要な委託料、負担金、補助及び交付金、扶助費	2分の1		産婦健康診査事業	5,000 円×実施回数 (対象者 1 人につき 2 回を限度とする。)	産婦健康診査事業に必要な委託料、負担金、補助及び交付金、扶助費	2分の1
	新生児聴覚検査体制整備事業	1 新生児聴覚検査体制整備事業 1 都道府県当たり 2,373,400 円 2 新生児聴覚検査管理等事業 1 都道府県当たり 10,000,000 円 3 聴覚検査機器購入支援事業 3,600,000 円×医療機関数	新生児聴覚検査体制整備事業に必要な報酬、報償費、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金	2分の1		新生児聴覚検査体制整備事業	1 新生児聴覚検査体制整備事業 1 都道府県当たり 2,373,400 円 2 新生児聴覚検査管理等事業 1 都道府県当たり 10,000,000 円 3 聴覚検査機器購入支援事業 3,600,000 円×医療機関数	新生児聴覚検査体制整備事業に必要な報酬、報償費、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金	2分の1

新					旧				
	予防のためのこどもの死亡検証体制整備モデル事業	1 都道府県当たり 12,283,020 円	予防のためのこどもの死亡検証体制整備モデル事業に必要な報酬、給料及び職員手当等（ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る）、報償費、共済費、旅費、需用費（消耗品費、食糧費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、保管料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	10 分の 10					
	多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業	1 市町村当たり 多胎妊婦一人につき 5,000 円×5 回 (限度)	多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業に必要な委託料、負担金、補助及び交付金、扶助費	2 分の 1					
	被災した妊産婦・乳幼児の相談等の母子保健支援事業	1 令和元年台風第 15 号及び第 19 号 ① 相談支援等事業 556,140 円×実施月数 (被災した妊産婦・乳幼児を主とした相談支援ではなく、一般的な相談支援の中で対応している場合は、被災したことによる相談に要する費用に限る) ② 保健師等に対する研修の実施	被災した妊産婦・乳幼児の相談等の母子保健支援事業に必要な報酬、給料及び職員手当等（ただし会計年度任用職員へ支給されるもの	2 分の 1					
	予防のためのこどもの死亡検証体制整備モデル事業	1 都道府県当たり 12,283,020 円	予防のためのこどもの死亡検証体制整備モデル事業に必要な報酬、給料及び職員手当等（ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る）、報償費、共済費、旅費、需用費（消耗品費、食糧費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、保管料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	10 分の 10					
	多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業	1 市町村当たり 多胎妊婦一人につき 5,000 円×5 回 (限度)	多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業に必要な委託料、負担金、補助及び交付金、扶助費	2 分の 1					
	被災した妊産婦・乳幼児の相談等の母子保健支援事業	1 令和元年台風第 15 号及び第 19 号 ① 相談支援等事業 556,140 円×実施月数 (被災した妊産婦・乳幼児を主とした相談支援ではなく、一般的な相談支援の中で対応している場合は、被災したことによる相談に要する費用に限る) ② 保健師等に対する研修の実施	被災した妊産婦・乳幼児の相談等の母子保健支援事業に必要な報酬、給料及び職員手当等（ただし会計年度任用職員へ支給されるもの	2 分の 1					

新				旧				
		(都道府県) 982,240円 (指定都市、中核市) 491,120円	限る)、共済費、 報償費、旅費、需 用費(消耗品費、 食糧費、印刷製 本費)、役務費 (通信運搬費、 広告料)、委託 料、使用料及び 賃借料、備品購 入費			(都道府県) 982,240円 (指定都市、中核市) 491,120円	限る)、共済費、 報償費、旅費、需 用費(消耗品費、 食糧費、印刷製 本費)、役務費 (通信運搬費、 広告料)、委託 料、使用料及び 賃借料、備品購 入費	
		2 令和2年7月豪雨 ① 相談支援等事業 556,140円×実施月数 (被災した妊産婦・乳幼児を主とした 相談支援ではなく、一般的な相談支援 の中で対応している場合は、被災した ことによる相談に要する費用に限る) ② 保健師等に対する研修の実施 (県) 982,240円 (指定都市、中核市) 491,120円	被災した妊産 婦・乳幼児の相 談等の母子保健 支援事業に必要な報酬、給料及 び職員手当等 (ただし会計年 度任用職員へ支 給されるものに 限る)、共済費、 報償費、旅費、 需用費(消耗品 費、食糧費、印 刷製本費)、役務 費(通信運搬費、 広告料)、委託 料、使用料及び 賃借料、備品購 入費	2分の1		2 令和2年7月豪雨 ③ 相談支援等事業 556,140円×実施月数 (被災した妊産婦・乳幼児を主とした 相談支援ではなく、一般的な相談支援 の中で対応している場合は、被災した ことによる相談に要する費用に限る) ④ 保健師等に対する研修の実施 (県) 982,240円 (指定都市、中核市) 491,120円	被災した妊産 婦・乳幼児の相 談等の母子保健 支援事業に必要な報酬、給料及 び職員手当等 (ただし会計年 度任用職員へ支 給されるものに 限る) 並びに 共 済費、報償費、 旅費、需用費(消 耗品費、食糧費 及び 印刷製本 費)、役務費(通 信運搬費、広告 料)、委託料、使 用料及び賃借 料、備品購入費	2分の1
		<u>3 令和6年能登半島地震</u> <u>① 相談支援等事業</u> <u>556,140円×実施月数</u> <u>(被災した妊産婦・乳幼児を主とした</u> <u>相談支援ではなく、一般的な相談支援</u> <u>の中で対応している場合は、被災した</u> <u>ことによる相談に要する費用に限る)</u> <u>② 保健師等に対する研修の実施</u> <u>(県)</u> <u>982,240円</u> <u>(指定都市、中核市)</u>	<u>被災した妊産</u> <u>婦・乳幼児の相</u> <u>談等の母子保健</u> <u>支援事業に必要な報酬、給料及</u> <u>び職員手当等</u> <u>(ただし会計年</u> <u>度任用職員へ支</u> <u>給されるものに</u> <u>限る)、共済費、</u> <u>報償費、旅費、</u>	<u>4分の3</u>		<u>(新規)</u>		

新				旧				
		<u>491,120 円</u>	<u>需用費（消耗品費、食糧費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費</u>					
母子保健対策強化事業	○市町村事業 (1) 母子保健に関するデジタル化・オンライン化等体制強化事業 1 市町村当たり 6,043,000 円		母子保健対策強化事業（市町村事業）に必要な報酬、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水料）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金、扶助費	2分の1	母子保健対策強化事業	○市町村事業 (1) 母子保健に関するデジタル化・オンライン化等体制強化事業 1 市町村当たり 6,043,000 円	母子保健対策強化事業（市町村事業）に必要な報酬、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水料）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金、扶助費	2分の1
	○都道府県事業 (2) 母子保健に関する都道府県広域支援強化事業 I 母子保健事業等推進体制整備事業 1 都道府県当たり 2,373,000 円 II 各種健診等管理等事業 1 都道府県当たり 10,000,000 円		母子保健対策強化事業（都道府県事業）に必要な報酬、報償費、旅費、需用費（消耗品費、食糧費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金	2分の1		○都道府県事業 (2) 母子保健に関する都道府県広域支援強化事業 I 母子保健事業等推進体制整備事業 1 都道府県当たり 2,373,000 円 II 各種健診等管理等事業 1 都道府県当たり 10,000,000 円	母子保健対策強化事業（都道府県事業）に必要な報酬、報償費、旅費、需用費（消耗品費、食糧費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金	2分の1

新					旧				
	低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業	10,000円×助成件数	低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業に必要な委託料、負担金、補助及び交付金、扶助費	2分の1		低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業	10,000円×助成件数	低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業に必要な委託料、負担金、補助及び交付金、扶助費	2分の1

新

別紙様式第1
(略)

旧

別紙様式第1

(元号) 年度 母子保健衛生費国庫補助金調書

補助事業者名

国	補助率	地方公共団体									備考
		歳入			歳出						
		科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫補助金相当額	支出済額	うち国庫補助金相当額		
母子保健衛生費	円		円	円		円	円	円	円		
16 母子保健衛生費補助金											

- (注) 1 「地方公共団体」の「科目」は、歳出にあつては、款、項、目、節を、歳入にあつては款、項、目をそれぞれ記載すること
 2 「予算現額」は、歳入にあつては、当該予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当該予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。
 3 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記載すること。

新

別紙様式第2

(略)

旧

別紙様式第2

番 号
年 月 日

こども家庭庁長官 殿

都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 市 長
中 核 市 市 長
市 町 村 村 長

(元号) 年度母子保健衛生費国庫補助金の交付申請について

標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。
〔 また、管内市町村分の申請書を受理し、その内容を審査した結果適正と認められるので、とりまとめて提出する。 〕

1 国庫補助金申請額 金 円
〔 都道府県分 金 円
市町村分 金 円 〕

2 国庫補助金所要額調書 [様式1]

3 添付書類
(1) 当該事業に関する歳入歳出予算書抄本
(2) その他参考資料
〔 (3) 国庫補助金所要額市町村別集計表 [様式1-2]
(4) 市町村長から提出のあった交付申請書 〕

※ () 内については、交付要綱6 (1) により都道府県が提出する場合についてのみ該当する。

様式1 国庫補助金所要額調書
(概)

様式1 国庫補助金所要額調書
(都道府県・指定都市・中核市用)

種 目 等	総事業費 ①	折付金その 他の収入額 ②	差引額 (①-②) ③	対象経費の 支出予定額 ④	都道府県・指定都市・中核市各			備考		
					基準額 月数等⑤	単価⑥	基準額 (⑤ ×⑥)⑦		国庫補助 基本額 ⑧	国庫補助 額(⑧×補助 率)⑨
こどもの心の診療ネットワーク事業										
基本分										
性と健康の相談支援センター事業	加算分	夜間・休日対応加算								
		特定妊婦等 に対する産 科婦人科受 診等支援助 算(直営)	運営費							
		特定妊婦等 に対する産 科婦人科受 診等支援助 算(委託)	運営費							
		若年妊婦等 に対する支 援体制強化 加算(直 営)	運営費 SNS等運用費							
		若年妊婦等 に対する支 援体制強化 加算(委 託)	運営費 夜間・休日 対応加算							
		出生前遺伝 学的検査加 算	運営費							
		HIV-1母子感染対策事業	研修費							
		不妊症・不 妊症等サポ ートワー ク事業	不妊症・不 妊症等サポ ート活動							
		計								
		不育症検査費用助成事業	検査費用助成	流産産後体 名用いた遣						
広報啓発費用(事務費)										
計										
妊娠・出産 包括支援事 業(市町村 分(ただし、多胎ビ アサポート 事業及び多 胎妊娠婦等 サポーター 等事業につ いては都道 府県及び市 町村分))	産前・産後サ ポート事 業	産前・産後サポート相談支 援等								
		多胎ピアサポート事業								
		多胎妊娠婦等サポーター等事 業								
		妊娠婦等の育児用品等支援								
		出産や子育て に悩む父親支 援	運営費及び研 修費							
		ピアサポート事 業	ピアサポート事 業							
		小計								
		産後ケア 事業	アイザービス・アワ ドリーム型 ショートステイ型 24時間365日受入体制整 備加算							
		住民視察視察等 に対する利用料減免加算 土曜以外の取組に対 する利用料減免加算								
		小計								
妊娠・出産包括支援緊急整備事業										
子育て世代包括支援センター開設事 業										
計										
妊娠・出産包括支援推進事業										
産婦健康診査事業	新生児聴覚検査体制整備事業									
新生児聴覚 検査体制整 備事業	新生児聴覚検査管理等事業									
聴覚検査機器購入支援事業										
計										
予防のためのこどもの死亡確認体間整備モデル事 業										
多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業										
被災した妊 産婦・乳幼 児の相談等 の母子保健 支援事業	相談支援等事業									
	保健師等に対する研修の実施									
	計									
母子保健対策強化事業(市町村分)										
母子保健対 策強化事業 (都道府県 分)	母子保健事業等推進体制整備事業									
	各種健診等管理等事業									
計										
低所得の妊婦に対する初産科受診料支援事業										
合 計										

当該年度開始前の1月1日現在の住民基本台帳人口
(人)(注)

(注1)「国庫補助の基本額⑧」欄は、⑤、⑥及び⑦とを比較して少ない方の額を記入すること。
(注2)「性と健康の相談支援センター事業」の「夜間・休日対応」を適用する場合は、1週間の開設時間を「備考」欄に記入すること。
(注3)「合計」欄の「国庫補助額」において、費用來源の増減が生じた場合は、切り捨てること。
(注4)不育症検査費用助成事業のうち「流産産後体名用いた遣子検査」の「基準額(⑤×⑥)⑦」欄は、別添の「基準額⑤」欄の合計額を記入すること。

新	旧																																																																																																														
別添 (略)	別添 不育症検査費用助成事業(流死産検体を用いた遺伝子検査) <table border="1" data-bbox="1189 252 2136 1118"> <thead> <tr> <th data-bbox="1189 252 1249 336">実施 件数 ①</th> <th data-bbox="1249 252 1659 336">実施検査名 ②</th> <th data-bbox="1659 252 1821 336">検査費用 ③</th> <th data-bbox="1821 252 1973 336">7割相当額 ④(③×0.7)</th> <th data-bbox="1973 252 2136 336">基準額 ⑤</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td></td><td></td><td>円</td><td>円</td></tr> <tr><td>2</td><td></td><td></td><td>円</td><td>円</td></tr> <tr><td>3</td><td></td><td></td><td>円</td><td>円</td></tr> <tr><td>4</td><td></td><td></td><td>円</td><td>円</td></tr> <tr><td>5</td><td></td><td></td><td>円</td><td>円</td></tr> <tr><td>6</td><td></td><td></td><td>円</td><td>円</td></tr> <tr><td>7</td><td></td><td></td><td>円</td><td>円</td></tr> <tr><td>8</td><td></td><td></td><td>円</td><td>円</td></tr> <tr><td>9</td><td></td><td></td><td>円</td><td>円</td></tr> <tr><td>10</td><td></td><td></td><td>円</td><td>円</td></tr> <tr><td>11</td><td></td><td></td><td>円</td><td>円</td></tr> <tr><td>12</td><td></td><td></td><td>円</td><td>円</td></tr> <tr><td>13</td><td></td><td></td><td>円</td><td>円</td></tr> <tr><td>14</td><td></td><td></td><td>円</td><td>円</td></tr> <tr><td>15</td><td></td><td></td><td>円</td><td>円</td></tr> <tr><td>16</td><td></td><td></td><td>円</td><td>円</td></tr> <tr><td>17</td><td></td><td></td><td>円</td><td>円</td></tr> <tr><td>18</td><td></td><td></td><td>円</td><td>円</td></tr> <tr><td>19</td><td></td><td></td><td>円</td><td>円</td></tr> <tr><td>20</td><td></td><td></td><td>円</td><td>円</td></tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1189 1082 1659 1118">合計</td> <td data-bbox="1659 1082 1821 1118">円</td> <td data-bbox="1821 1082 1973 1118">円</td> <td data-bbox="1973 1082 2136 1118">円</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1189 1118 2136 1209"> (注1)「検査費用③」欄は、先進医療の検査費用を記載すること。 (注2)「7割相当額④」欄は、「検査費用③」欄の7割相当額(千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。)を記載すること。 (注3)「基準額⑤」欄は、「7割相当額④」欄と60,000円を比較して少ない方の額を記載すること。 </p>	実施 件数 ①	実施検査名 ②	検査費用 ③	7割相当額 ④(③×0.7)	基準額 ⑤	1			円	円	2			円	円	3			円	円	4			円	円	5			円	円	6			円	円	7			円	円	8			円	円	9			円	円	10			円	円	11			円	円	12			円	円	13			円	円	14			円	円	15			円	円	16			円	円	17			円	円	18			円	円	19			円	円	20			円	円	合計		円	円	円
実施 件数 ①	実施検査名 ②	検査費用 ③	7割相当額 ④(③×0.7)	基準額 ⑤																																																																																																											
1			円	円																																																																																																											
2			円	円																																																																																																											
3			円	円																																																																																																											
4			円	円																																																																																																											
5			円	円																																																																																																											
6			円	円																																																																																																											
7			円	円																																																																																																											
8			円	円																																																																																																											
9			円	円																																																																																																											
10			円	円																																																																																																											
11			円	円																																																																																																											
12			円	円																																																																																																											
13			円	円																																																																																																											
14			円	円																																																																																																											
15			円	円																																																																																																											
16			円	円																																																																																																											
17			円	円																																																																																																											
18			円	円																																																																																																											
19			円	円																																																																																																											
20			円	円																																																																																																											
合計		円	円	円																																																																																																											

様式1-2 国庫補助金所要額市町村別集計表

(略)

様式1-2 国庫補助金所要額市町村別集計表

区分 市町村名	種目等	単事業費 ①	寄付金その 他の収入額 ②	差引額 (①-②) ③	対象経費の 支出予定額 ④	基準額		国庫補助 基本額		都道府県名 国庫補助 額(⑧×補助 率)⑨		備考	
						月数等⑤	単価⑥	基準額(⑤ ×⑥)⑦	基本額 ⑧	補助 率⑨			
都道府県 合計	妊娠・出産 サポート事業	産前・産後サポート相談支援等											
		多胎ピアサポート事業											
		多胎妊産婦等サポート等事業											
		妊産婦等への育児用品等支援											
		出産や子育てに悩む父 親支援	産後費及子育て費										
			ピアサポート事業										
		小計											
	産後ケア事 業	デイサービス・アウトリーチ型											
		ショートステイ型											
		24時間365日受入体制整備加算											
		住民税非課税世帯等に対する利用 料減免加算											
		上記以外の世帯に対する利用料減 免加算											
		小計											
		妊婦・出産包括支援緊急整備事業											
		子育て世代包括支援センター開設準備事業											
	計												
	産婦健康診査事業												
	多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業												
	緊急にたてつけ等・乳幼児 の相談等の母子保健支援 事業												
	相談支援等事業												
	母子保健対策強化事業												
	低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業												
	合計												
人口	妊娠・出産 サポート事業	産前・産後サポート相談支援等											
		多胎ピアサポート事業											
		多胎妊産婦等サポート等事業											
		妊産婦等への育児用品等支援											
		出産や子育てに悩む父 親支援	産後費及子育て費										
			ピアサポート事業										
		小計											
	産後ケア事 業	デイサービス・アウトリーチ型											
		ショートステイ型											
		24時間365日受入体制整備加算											
		住民税非課税世帯等に対する利用 料減免加算											
		上記以外の世帯に対する利用料減 免加算											
		小計											
		妊婦・出産包括支援緊急整備事業											
		子育て世代包括支援センター開設準備事業											
	計												
	産婦健康診査事業												
	多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業												
	緊急にたてつけ等・乳幼児 の相談等の母子保健支援 事業												
	相談支援等事業												
	母子保健対策強化事業												
	低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業												
	合計												

(注) この表は、市町村長から提出された国庫補助金所要額調査に基づいて作成すること。

新

様式1 国庫補助金所要額調書
(略)

旧

様式1 国庫補助金所要額調書
(市区町村用)

種 目 等	総事業費 ①	寄付金その 他の収入額 ②	差引額 (①-②) ③	対象経費の 支出予定額 ④	基準額			市区町村名		備考	
					月数等⑤	単価⑥	基準額 (⑤ ×⑥) ⑦	国庫補助 基本額 ⑧	要国庫補助 額 (⑧×補 助率) ⑨		
											円
産前・産後サポート相 談支援等	産前・産後サポート相 談支援等										
	多胎ピアサポート事業										
	多胎妊産婦等サポ ーター等事業										
	妊産婦等への育児用品 等支援										
	出産や子育てに 関する親支援	運営費及び 研修費									
		ピアサポ ート事業									
	小 計										
	産後ケア事 業	デイサービス・アウ トリーチ型									
		ショートステイ型									
		24時間365日受入体制 整備加算									
住民税非課税世帯等 に対する利用料減免 加算											
上記以外の世帯に対 する利用料減免加算											
小 計											
妊産・出産包括支援緊急 備事業											
子育て世代包括支援センター 開設準備事業											
計											
産婦健康診査事業											
多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業											
被災した妊産婦・乳幼 児の相談等の母子保健 支援事業	相談支援等事業										
母子保健対策強化事業											
低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事											
合 計											
当該年度開始前の1月1日現在の住民基本台帳人口 (人)											

(注1) 「国庫補助基本額⑧」欄は、③、④及び⑦とを比較して少ない方の額を記入すること。

(注2) 「合計」欄の「要国庫補助額」において、千円未満の端数が生じた場合は、切り捨てること。

新	旧						
<p>別紙様式第2-2</p> <p>(略)</p>	<p>別紙様式第2-2</p> <p style="text-align: right;">番 号</p> <p style="text-align: center;">(元号) 年度母子保健衛生費国庫補助金交付決定通知書</p> <p style="text-align: right;">市 町 村 名</p> <p>(元号) 年 月 日第 号で申請のあった(元号) 年度母子保健衛生費国庫補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)第6条第1項の規定により〔(修正の場合)第6条第3項の規定により修正のうえ〕、(元号) 年 月 日こ成母第 号をもって、次のとおり交付することに決定されたので、同法第8条の規定により通知する。</p> <p>(元号) 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">都 道 府 県 知 事</p> <p>1 この補助金の交付の対象となる事業(以下「事業」という。)は、令和※年※月※日こ成母第※※号こども家庭庁長官通知の別紙「母子保健衛生費国庫補助金交付要綱」の3に定める市町村が行う事業であり、その内容は(元号) 年 月 日 申請書記載のとおりである。</p> <p>2 事業に要する経費及び補助金の額は次のとおりである。ただし、事業の内容が変更される場合において、事業に要する経費又は補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">事業に要する経費</td> <td style="text-align: center;">金</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">補助金の額</td> <td style="text-align: center;">金</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> </table> <p>3 この補助金の額の確定は、交付要綱の4に定める交付額の算定方法により行うものである。</p> <p>4 この補助金は、交付要綱の5に掲げる事項を条件として交付するものである。</p> <p>5 事業に係る事業実績報告は、交付要綱の11に定めるところにより行わなければならない。</p> <p>6 この補助金の交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における適正化法第9条第1項の規定による申請の取下げをすることのできる期限は、(元号) 年 月 日とする。</p>	事業に要する経費	金	円	補助金の額	金	円
事業に要する経費	金	円					
補助金の額	金	円					

新

別紙様式第3

(略)

旧

別紙様式第3

番 年 月 日
号

こども家庭庁長官 殿

都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 市 長
中 核 市 市 長
市 町 村 村 長

(元号) 年度母子保健衛生費国庫補助金の変更交付申請について

標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。
〔 また、管内市町村分の申請書を受理し、その内容を審査した結果適正と認められる
ので、とりまとめて提出する。 〕

〔	1	国庫補助金申請額	金	円	〕	
			都道府県分	金		円
			市町村分	金		円
		既交付決定額	都道府県分	金		円
			市町村分	金		円
		今回増加額	都道府県分	金		円
		市町村分	金	円		

2 国庫補助金所要額調書 [様式2]

- 3 添付書類
- (1) 当該事業に関する歳入歳出予算書抄本
 - (2) その他参考資料
 - (3) 国庫補助金所要額市町村別集計表 [様式2-2]
 - (4) 市町村長から提出のあった交付申請書
- 〔

※ () 内については、交付要綱6 (1) により都道府県が提出する場合についてのみ該当する。

様式2 国庫補助金所要額調書
(略)

様式2 国庫補助金所要額調書
(都道府県・指定都市・中核市用)

都道府県・指定都市・中核市名

種 目 等	総事業費 ①	寄付金その 他の収入額 ②	密引額 (①-②) ③	対象経費の 支出総額④	基準額		国庫補助 基本額 ⑤	国庫補助 額(⑤×補助 率)⑥	備考
					月数等⑦	単価⑧			
こどもの心の診療ネットワーク事業									
基本分									
性と健康の相談支援センター事業									
夜間・休日対応加算									
特定妊婦等に対する産科婦人科受診等支援加算(直営)									
特定妊婦等に対する産科婦人科受診等支援加算(委託)									
若年妊婦等に対する支援体制強化加算(直営)									
若年妊婦等に対する支援体制強化加算(委託)									
若年妊婦等に対する産科婦人科受診等支援加算(委託)									
出生前遺伝学的検査加算									
HTLV-1母子感染対策事業									
不妊症・不育症支援ネットワーク構築事業									
計									
検査費用助成									
不育症検査費用助成事業									
広報啓発費用(事務費)									
計									
産前・産後ピアサポート相談支援等									
多胎ピアサポート事業									
多胎妊産婦等サポーター等事業									
妊産婦等への育児用品等支援									
出産や子育てに悩む父親支援事業									
小計									
ダイバーシス・アウトリーチ型ショートステイ型24時間365日自入人体制確保加算									
住民税非課税世帯等に対する所得補償加算									
上記以外の世帯に対する利用料減免加算									
小計									
妊産・出産包括支援緊急整備事業									
子育て世代包括支援センター開設準備事業									
計									
妊産・出産包括支援推進事業									
産婦健康診査事業									
新生児聴覚検査体制整備事業									
新生児聴覚検査管理体制等事業									
聴覚検査機器購入支援事業									
計									
予防のための子どもの死亡検証・相談体制整備モデル事業									
多胎妊産婦の妊婦健康診査支援事業									
被災した妊産婦・乳幼児の保健師等に対する研修の実施									
相談等の母子保健支援事業									
計									
母子保健対策強化事業(市町村分)									
母子保健事業等推進体制整備事業									
母子保健対策強化事業(都道府県分)									
各種健診等管理等事業									
計									
既所得の妊婦に対する初産科受診料支援事業									
当該年度開始前の1月1日現在の住民基本台帳人口(人)(市)									

(注1) 「国庫補助基本額⑤」欄は、③、④及び⑦とを比較して少ない方の額を記入すること。
(注2) 「性と健康の相談支援センター事業」の「夜間・休日対応」を適用する場合は、1週間の開設時間を「備考」欄に記入すること。
(注3) 「合計」欄の「国庫補助額」において、行内事業の集約がなされた場合は、切り捨てること。
(注4) 不育症検査費用助成事業のうち「流死産検体を用いた遺伝子検査」の「基準額(⑤×⑦)」欄は、別添の「基準額⑤」欄の合計額を記入すること。

新	旧																																																																																																														
別添 (略)	別添 不育症検査費用助成事業(流死産検体を用いた遺伝子検査) <table border="1" data-bbox="1189 252 2136 1118"> <thead> <tr> <th data-bbox="1189 252 1249 336">実施 件数 ①</th> <th data-bbox="1249 252 1659 336">実施検査名 ②</th> <th data-bbox="1659 252 1821 336">検査費用 ③</th> <th data-bbox="1821 252 1973 336">7割相当額 ④(③×0.7)</th> <th data-bbox="1973 252 2136 336">基準額 ⑤</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td></td><td></td><td>円</td><td>円</td></tr> <tr><td>2</td><td></td><td></td><td>円</td><td>円</td></tr> <tr><td>3</td><td></td><td></td><td>円</td><td>円</td></tr> <tr><td>4</td><td></td><td></td><td>円</td><td>円</td></tr> <tr><td>5</td><td></td><td></td><td>円</td><td>円</td></tr> <tr><td>6</td><td></td><td></td><td>円</td><td>円</td></tr> <tr><td>7</td><td></td><td></td><td>円</td><td>円</td></tr> <tr><td>8</td><td></td><td></td><td>円</td><td>円</td></tr> <tr><td>9</td><td></td><td></td><td>円</td><td>円</td></tr> <tr><td>10</td><td></td><td></td><td>円</td><td>円</td></tr> <tr><td>11</td><td></td><td></td><td>円</td><td>円</td></tr> <tr><td>12</td><td></td><td></td><td>円</td><td>円</td></tr> <tr><td>13</td><td></td><td></td><td>円</td><td>円</td></tr> <tr><td>14</td><td></td><td></td><td>円</td><td>円</td></tr> <tr><td>15</td><td></td><td></td><td>円</td><td>円</td></tr> <tr><td>16</td><td></td><td></td><td>円</td><td>円</td></tr> <tr><td>17</td><td></td><td></td><td>円</td><td>円</td></tr> <tr><td>18</td><td></td><td></td><td>円</td><td>円</td></tr> <tr><td>19</td><td></td><td></td><td>円</td><td>円</td></tr> <tr><td>20</td><td></td><td></td><td>円</td><td>円</td></tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1189 1082 1659 1118">合計</td> <td data-bbox="1659 1082 1821 1118">円</td> <td data-bbox="1821 1082 1973 1118">円</td> <td data-bbox="1973 1082 2136 1118">円</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1189 1118 2136 1209"> (注1)「検査費用③」欄は、先進医療の検査費用を記載すること。 (注2)「7割相当額④」欄は、「検査費用③」欄の7割相当額(千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。)を記載すること。 (注3)「基準額⑤」欄は、「7割相当額④」欄と60,000円を比較して少ない方の額を記載すること。 </p>	実施 件数 ①	実施検査名 ②	検査費用 ③	7割相当額 ④(③×0.7)	基準額 ⑤	1			円	円	2			円	円	3			円	円	4			円	円	5			円	円	6			円	円	7			円	円	8			円	円	9			円	円	10			円	円	11			円	円	12			円	円	13			円	円	14			円	円	15			円	円	16			円	円	17			円	円	18			円	円	19			円	円	20			円	円	合計		円	円	円
実施 件数 ①	実施検査名 ②	検査費用 ③	7割相当額 ④(③×0.7)	基準額 ⑤																																																																																																											
1			円	円																																																																																																											
2			円	円																																																																																																											
3			円	円																																																																																																											
4			円	円																																																																																																											
5			円	円																																																																																																											
6			円	円																																																																																																											
7			円	円																																																																																																											
8			円	円																																																																																																											
9			円	円																																																																																																											
10			円	円																																																																																																											
11			円	円																																																																																																											
12			円	円																																																																																																											
13			円	円																																																																																																											
14			円	円																																																																																																											
15			円	円																																																																																																											
16			円	円																																																																																																											
17			円	円																																																																																																											
18			円	円																																																																																																											
19			円	円																																																																																																											
20			円	円																																																																																																											
合計		円	円	円																																																																																																											

様式 2-2 国庫補助金所要額市町村別集計表 (概)

新

Table for 'New' data with columns for district, category, and various financial indicators.

旧

様式 2-2 国庫補助金所要額市町村別集計表

Main data table with columns for district, category, and various financial indicators.

(注) この表は、市町村長から提出された国庫補助金所要額調書に基づいて作成すること。

新

様式2 国庫補助金所要額調書
(略)

旧

様式2 国庫補助金所要額調書
(市区町村用)

種 目 等	総事業費 ①	寄付金その 他の収入額 ②	差引額 (①-②) ③	対象経費の 支出済額 ④	基準額			国庫補助 基本額 ⑧	要国庫補助 額(⑧×補 助率)⑨	既交付決定 額 ⑩	市区町村名		備考			
					月数等⑤	単価⑥	基準額(⑤ ×⑥)⑦				円	円		円	円	円
産前・産後サポート相談支援等																
														産前・産後サポート相談支援等		
														多胎ピアサポート事業		
														多胎妊産婦等サポーター等事業		
														妊産婦等への育児用品等支援		
														出産念子育てに悩む父親支援		
														運営費及び研修費		
														ピアサポート事業		
														小計		
														小計		
妊娠・出産包括支援事業																
														デイサービス・アウトリーチ型		
														ショートステイ型		
														24時間365日受入体制整備加算		
														住民税非課税世帯等に対する利用料減免加算		
上記以外の世帯に対する利用料減免加算																
小計																
小計																
妊娠・出産包括支援緊急整備事業																
子育て世代包括支援センター開設準備事業																
計																
産婦健康診査事業																
多胎妊娠の産婦健康診査支援事業																
被災した妊産婦・乳幼児の相談等の母子保健支援事業																
母子保健対策強化事業																
低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業																
合計																
当該年度開始前の1月1日現在の住民基本台帳人口(人)																

(注1) 「国庫補助基本額⑧」欄は、③、④及び⑦とを比較して少ない方の額を記入すること。
(注2) 「合計」欄の「要国庫補助額」において、千円未満の端数が生じた場合は、切り捨てること。

⑩が△減少の場合の補助金受入額

新

旧

別紙様式第3-2

(略)

別紙様式第3-2

番 号

(元号) 年度母子保健衛生費国庫補助金変更交付決定通知書

市 町 村 名

(元号) 年 月 日こ成母第 号で交付決定された(元号) 年度母子保健衛生費国庫補助金については、(元号) 年 月 日 第 号申請に基づき、(元号) 年 月 日こ成母第 号をもって、決定の内容を次のとおり変更することに決定されたので通知する。

【超過交付額がある場合のみ記載】

なお、超過交付となった金 円については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第18条第1項の規定により(元号) 年 月 日までに返還することを命ぜられたので併せて通知する。

(元号) 年 月 日

都道府県知事

1 この補助金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、令和※年※月※日こ成母第※※号こども家庭庁長官通知の別紙「母子保健衛生費国庫補助金交付要綱」の3に定める市町村が行う事業であり、その内容は(元号) 年 月 日 申請書記載のとおりである。

2 事業に要する経費及び補助金の額は次のとおりである。ただし、事業の内容が変更される場合において、事業に要する経費又は補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。

事業に要する経費	金	円
内今回増加（減少）額	金	円
補助金の額	金	円
内今回増加（減少）額	金	円

3 この補助金の交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第9条第1項の規定による申請の取下げをすることのできる期限は、(元号) 年 月 日とする。

新

別紙様式第 4

(略)

旧

別紙様式第 4

番 年 月 号 日

こども家庭庁長官 殿

都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 市 長
中 核 市 市 長
市 町 村 村 長

(元号) 年度母子保健衛生費国庫補助金の事業実績報告について

標記の国庫補助金に係る事業実績を次のとおり報告する。
〔 また、管内市町村分の事業実績報告書を受領し、その内容を審査した結果適正と認められるので、とりまとめて提出する。 〕

1	国庫補助金精算額	金	円
〔	都道府県分	金	円
	市町村分	金	円

2 国庫補助金精算額調書 [様式 3]

3 添付書類

- (1) 当該事業に関する歳入歳出決算書（見込書）抄本
- (2) その他参考資料

〔 (3) 国庫補助金精算額市町村別集計表 [様式 3-2] 〕

〔 (4) 市町村長から提出のあった事業実績報告書 〕

※ () 内については、交付要綱11 (1) により都道府県が提出する場合についてのみ該当する。

様式3 国庫補助金精算額調査書 (都道府県・指定都市・中核市用)

Table with 10 columns: 種目等, 経事業費①, 寄付金その他収入額②, 差引額③, 対象経費の支出額④, 月数等⑤, 単価⑥, 基準額⑦, 国庫補助基本額⑧, 国庫補助額(⑧×補助率)⑨, 備考. Includes rows for 'こどもの心の診療ネットワーク事業' and '性と健康の相談支援センター事業'.

様式3 国庫補助金精算額調査書 (都道府県・指定都市・中核市用)

Table with 10 columns: 種目等, 経事業費①, 寄付金その他収入額②, 差引額③, 対象経費の支出額④, 月数等⑤, 単価⑥, 基準額⑦, 国庫補助基本額⑧, 国庫補助額(⑧×補助率)⑨, 備考. Includes rows for 'こどもの心の診療ネットワーク事業' and '性と健康の相談支援センター事業'.

(注1) 「国庫補助基本額」欄は、③、④及び⑦とを比較して少ない方の額を記入すること。
(注2) 「性と健康の相談支援センター事業」の「夜間・休日対応」を適用する場合は、1週間の開設時間を「備考」欄に記入すること。
(注3) 「合計」欄の「国庫補助額」において、千円未満の端数が生じた場合は、切り捨てること。
(注4) 「精算額」欄は、⑧の合計額及び⑨とを比較して少ない方の額を記入すること。
(注5) 不育症検査費用助成事業のうち「流産産後ケアを用いた遺伝子検査」の「基準額⑦(⑧×⑩)」欄は、別添の「基準額⑦」欄の合計額を記入すること。

精算額

新	旧																																																																																																														
別添 (略)	別添 不育症検査費用助成事業(流死産検体を用いた遺伝子検査) <table border="1" data-bbox="1189 252 2136 1118"> <thead> <tr> <th data-bbox="1189 252 1249 336">実施 件数 ①</th> <th data-bbox="1249 252 1659 336">実施検査名 ②</th> <th data-bbox="1659 252 1821 336">検査費用 ③</th> <th data-bbox="1821 252 1973 336">7割相当額 ④(③×0.7)</th> <th data-bbox="1973 252 2136 336">基準額 ⑤</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td></td><td></td><td>円</td><td>円</td></tr> <tr><td>2</td><td></td><td></td><td>円</td><td>円</td></tr> <tr><td>3</td><td></td><td></td><td>円</td><td>円</td></tr> <tr><td>4</td><td></td><td></td><td>円</td><td>円</td></tr> <tr><td>5</td><td></td><td></td><td>円</td><td>円</td></tr> <tr><td>6</td><td></td><td></td><td>円</td><td>円</td></tr> <tr><td>7</td><td></td><td></td><td>円</td><td>円</td></tr> <tr><td>8</td><td></td><td></td><td>円</td><td>円</td></tr> <tr><td>9</td><td></td><td></td><td>円</td><td>円</td></tr> <tr><td>10</td><td></td><td></td><td>円</td><td>円</td></tr> <tr><td>11</td><td></td><td></td><td>円</td><td>円</td></tr> <tr><td>12</td><td></td><td></td><td>円</td><td>円</td></tr> <tr><td>13</td><td></td><td></td><td>円</td><td>円</td></tr> <tr><td>14</td><td></td><td></td><td>円</td><td>円</td></tr> <tr><td>15</td><td></td><td></td><td>円</td><td>円</td></tr> <tr><td>16</td><td></td><td></td><td>円</td><td>円</td></tr> <tr><td>17</td><td></td><td></td><td>円</td><td>円</td></tr> <tr><td>18</td><td></td><td></td><td>円</td><td>円</td></tr> <tr><td>19</td><td></td><td></td><td>円</td><td>円</td></tr> <tr><td>20</td><td></td><td></td><td>円</td><td>円</td></tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1189 1082 1659 1118">合計</td> <td data-bbox="1659 1082 1821 1118">円</td> <td data-bbox="1821 1082 1973 1118">円</td> <td data-bbox="1973 1082 2136 1118">円</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1189 1118 2136 1209"> (注1)「検査費用③」欄は、先進医療の検査費用を記載すること。 (注2)「7割相当額④」欄は、「検査費用③」欄の7割相当額(千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。)を記載すること。 (注3)「基準額⑤」欄は、「7割相当額④」欄と60,000円を比較して少ない方の額を記載すること。 </p>	実施 件数 ①	実施検査名 ②	検査費用 ③	7割相当額 ④(③×0.7)	基準額 ⑤	1			円	円	2			円	円	3			円	円	4			円	円	5			円	円	6			円	円	7			円	円	8			円	円	9			円	円	10			円	円	11			円	円	12			円	円	13			円	円	14			円	円	15			円	円	16			円	円	17			円	円	18			円	円	19			円	円	20			円	円	合計		円	円	円
実施 件数 ①	実施検査名 ②	検査費用 ③	7割相当額 ④(③×0.7)	基準額 ⑤																																																																																																											
1			円	円																																																																																																											
2			円	円																																																																																																											
3			円	円																																																																																																											
4			円	円																																																																																																											
5			円	円																																																																																																											
6			円	円																																																																																																											
7			円	円																																																																																																											
8			円	円																																																																																																											
9			円	円																																																																																																											
10			円	円																																																																																																											
11			円	円																																																																																																											
12			円	円																																																																																																											
13			円	円																																																																																																											
14			円	円																																																																																																											
15			円	円																																																																																																											
16			円	円																																																																																																											
17			円	円																																																																																																											
18			円	円																																																																																																											
19			円	円																																																																																																											
20			円	円																																																																																																											
合計		円	円	円																																																																																																											

様式3-2 国庫補助金精算額市町村別集計表(略)

Table with columns for category (区別), item (種目等), and various financial metrics. The table is mostly empty, indicating a summary or placeholder view.

様式3-2 国庫補助金精算額市町村別集計表

Detailed table with columns: 区分, 種目等, 事業費(1), 交付金その他の収入額(2), 交付額(1)-(2), 対象事業の英文記載, 基盤費, 国庫補助基本額(3), 国庫補助額(3)-(4), 交付決定額, 国庫補助金受入額(4)-(3), 交付額不足額(4)-(5), 精算額, 備考. The table contains data for three categories: 都道府県合計, 人口, and 人口.

(注) この表は、当財団長から提出された国庫補助金精算額書に基づいて作成したものである。

新

様式3 国庫補助金精算額調書
(略)

種 目 等		総事業費 ①	寄付金その他収入額 ②	差引額 (①-②) ③	対象経費の 実支出額 ④	基準額 ⑤ 月数等⑥ 単価⑦ 基準額(⑤×⑦) ⑧			国庫補助 基本額 ⑨	国庫補助 助額(⑤ ×補助 率) ⑩	交付決定額 ⑪	国庫補助金 受入額 ⑫	差引額(△) 不足額 (⑪-⑫) ⑬	精算額 ⑭	備 考		
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
産前・産後サポ ート事業	産前・産後サポート相 談支援等																
	多胎ピアサポート事業																
	多胎妊産婦等サポ ーター等事業																
	妊産婦等への育児用品 等支援																
	運賃費及び 研修費																
	出産や子育 りに関む交 換支援																
	ピアサポ ート事業																
	小 計																
	産前・産後サポ ート事業																
	産後ケ ア事業																
デイサービス・アウ トリリー型																	
ショートステイ型																	
24時間365日受入体 制整備加算																	
住民税非課税世帯等 に対する利用料減免 加算																	
上記以外の世帯に対 する利用料減免加算																	
小 計																	
妊婦・出産包 括支援事業																	
妊婦・出産包括支援緊急整備事業																	
子育て世代包括支援センター開設 準備事業																	
計																	
産婦健康診査事業																	
多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業																	
産次した妊産 婦・乳幼児の 相談等の母子 相談支援事業	相談支援等事業																
母子保健対策強化事業																	
低所得の妊婦に対する初産科受診料支 援																	
合 計																	
平成27年度1月1日現在の住民基本台帳人口 (人)																	

旧

様式3 国庫補助金精算額調書
(市区町村用)

種 目 等		総事業費 ①	寄付金その他収入額 ②	差引額 (①-②) ③	対象経費の 実支出額 ④	基準額 ⑤ 月数等⑥ 単価⑦ 基準額(⑤×⑦) ⑧			国庫補助 基本額 ⑨	国庫補助 助額(⑤ ×補助 率) ⑩	交付決定額 ⑪	国庫補助金 受入額 ⑫	差引額(△) 不足額 (⑪-⑫) ⑬	精算額 ⑭	備 考		
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
産前・産後サポ ート事業	産前・産後サポート相 談支援等																
	多胎ピアサポート事業																
	多胎妊産婦等サポ ーター等事業																
	妊産婦等への育児用品 等支援																
	運賃費及び 研修費																
	出産や子育 りに関む交 換支援																
	ピアサポ ート事業																
	小 計																
	産前・産後サポ ート事業																
	産後ケ ア事業																
デイサービス・アウ トリリー型																	
ショートステイ型																	
24時間365日受入体 制整備加算																	
住民税非課税世帯等 に対する利用料減免 加算																	
上記以外の世帯に対 する利用料減免加算																	
小 計																	
妊婦・出産包 括支援事業																	
妊婦・出産包括支援緊急整備事業																	
子育て世代包括支援センター開設 準備事業																	
計																	
産婦健康診査事業																	
多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業																	
産次した妊産 婦・乳幼児の 相談等の母子 相談支援事業	相談支援等事業																
母子保健対策強化事業																	
低所得の妊婦に対する初産科受診料支 援																	
合 計																	
平成27年度1月1日現在の住民基本台帳人口 (人)																	

(注1) 「国庫補助基本額」欄は、⑤、⑥及び⑦とを比較して少ない方の額を記入すること。
(注2) 「合計」欄の「要国庫補助額」において、千円未満の端数が生じた場合は、切り捨てること。
(注3) 「精算額」欄は、⑭の合計額及び⑬とを比較して少ない方の額を記入すること。

新

別紙様式第4-2

(略)

旧

別紙様式第4-2

番 号

(元号) 年度母子保健衛生費国庫補助金交付額確定通知書

市 町 村 名

(元号) 年 月 日 第 号で交付決定の通知をした(元号) 年度母子保健衛生費国庫補助金については、(元号) 年 月 日 第 号事業実績報告に基づき、(元号) 年 月 日こ成母第 号をもって交付額が金 円に確定されたので通知する。

(超過交付額が生じた場合)

なお、超過交付となった金 円については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第18条第2項の規定により、(元号) 年 月 日までに返還することを命ぜられたので併せて通知する。

(元号) 年 月 日

都道府県知事